

## 論文審査の要旨及び担当者

### 論文題名

偽書『本佐録』の生成 江戸の政道論書

### 論文審査の要旨

農民は、生かさぬよう殺さぬよう。

このような言葉は、徳川幕府の政治理念を象徴し、農民からの収奪・搾取を基本とする封建農政の有り方を示すものとして広まり、歴史教科書に紹介されることもしばしばである。その出所のひとつは、徳川家康（1542-1616）の謀臣、本多正信（佐渡守、1538-1616）の著述として伝わる『本佐録』とされてきた。同書は、本多佐渡守が二代将軍・秀忠（1579-1632）に政道を説くという設定で伝わる。その中には、「百姓は財の余らぬやうに不足なきやうに治むること道なり」という一節があり、側近であった本多佐渡守が、農政の大事を家康や、秀忠に吹き込んだというイメージも重なる。

その一方で、この『本佐録』は、本多佐渡守の手によるものではない〈偽書〉であるという議論もなされてきた。すでに江戸期の内から、新井白石（1657-1725）や室鳩巢（1658-1734）といった学者たちが内容吟味を依頼されて「本多佐渡守のものとしてよかろう」という鑑定が示されつつも、作者を儒者、藤原惺窩（1561-1619）とする異本も流通していた。近年の研究に至っては、「本多佐渡守の作として伝わる書」として扱われることが多くなっている。要するに、本来は〈作者不詳の文書〉であった代物が、いつしか『本佐録』と題されて流通するようになっていったのである。

こうして『本佐録』は、本多佐渡守に仮託された〈偽書〉であると認められる部分がありながらも、「百姓は財の余らぬやうに・・・」という言葉を含む故に、徳川時代初期の政道論を代表する著述として扱われてきたという、いわば、二面性を有する。端的に言えば、従来の研究では、『本佐録』に関して、成立事情は不詳としながらも、徳川時代初期の政道を象徴すると扱われることも少なくなかったのである。

そこで、学位申請者である山本眞功氏は、本論文において、現存する諸写本を検討して『本佐録』の成立時期を考察し、さらに『本佐録』の内容を読解して政道論としての性格を明らかにすることで、同書成立の思想史的意義を示した。結論から言えば、現在伝わっている『本佐録』の原本にあたるのは、寛文期（1661-1673）に入ってから仕上がったものであり、思想内容の面でも、四代将軍・徳川家綱（1641-1680）の治世である寛文・延宝期（1661-1681）の政治社会を背景にするものという知見が示されることになる。さらに、同じく〈偽書〉として流布した『心学五倫書』と熊沢蕃山（1619-1691）をめぐる思想史的状況や、加賀や水戸など

との家の繋がりや地縁を踏まえ、『本佐録』が〈偽書〉として成立し流布していく展開についての考察も加えられる。以上の諸点により、山本氏の本論文は、江戸期の思想史研究において据え置かれてきた問題に筋道をつけ、そこからさらなる展開を促すものとなっている。

本論文の構成は、大きく三部から成る。

第一章は、『本佐録』の成立時期をめぐって」と題され、版本・写本の書誌学的検討をおこない、さらに『本佐録』の文章が成立するために必要な〈先行するテキスト〉を文献学的に検討する。

まず、「書誌学に基づく版本の検討」として、『本佐録』の版本（印刷版）から考察を始める。『本佐録』の版本は、大きく二種に分類できる。一つは、板状の版本に現在で言う見開き二頁分を彫り、刷った紙を袋綴じにする「整版本」。もう一つは、一文字ずつの活字を組んで頁を作る「木活字本」である。（この内、「木活字本」については、山本氏、および先行研究の見解として「整版本」より後の成立とされているため、本要旨では割愛する。）

この整版本の成立は、寛政の三博士に数えられる柴野栗山（1736-1807）の序文から、栗山の友人である「山本蘭卿」という人物が『本佐録』の写本を数本所持しており、それらを元に一冊の書に浄書して仕上げたという事情からうかがえる。この「山本蘭卿」とは、整版本の付録部分に校訂者として記されている「山本中郎」と同一人物で、平安読書室を開いた山本封山（1742-1813）のことである。この付録部に「天明七年」と記載があることから、山本封山は天明七年（1787）には校合を終えていたことがわかる。山本氏は、従来の研究でも指摘されていた以上の事柄に加え、読書室の史料から、整版本『本佐録』について「寛政元年（1789）に版木が完成した」という記載を見出し、版行の経緯を明らかにしている。

続いて、「書誌学に基づく写本の検討」では、上記の整版本『本佐録』が成立する以前に作成された写本（筆写本）の流れを考察する。先行研究にあたる若尾政希氏の『『本佐録』データベース一覧』（2002）に記載されている120本程に、山本氏が所蔵している13本を加え、130以上の写本数が指摘されている。その中で、筆写年の記載のある写本について、先行研究において最も古いとされているのは、享保十二年（1727）の国立史料館本であったが、山本氏所蔵本の内の一つに正徳四年（1714）の記載があり、従来の見解を十年以上前倒しにし得ることが確認される。

その上で、『本佐録』写本の成立時期をどこまで遡れるかのポイントの一つは、『本佐録』が伝来したとされるルートにある。整版本にも収録されている室鳩巢の文章によると、鳩巢は、本多家の血縁であり加賀前田家に仕えた青地齊賢（1672-1728）から、本多正信作として伝わる写本の鑑定を依頼されていた。その時の写本は本多正信の孫にあたる加賀藩家老、本多政長（1931-1708）が筆写したものとされている。この「政長親書本」にあたる写本を、山本氏は藩老本多蔵品館（現・加賀本多博物館）で調査している。政長は、この本を六男にあたる政寛（1666-1739）が幼少だった頃に書いて授けたということであり、それを想定に入れるなら、延宝五年（1677）頃までには筆写されたと推定できる。こうして、現存する写本から導き出せる筆写年代の上限は、記載確認できる限りで正徳四年（1714）まで、年代記載のない写本から見い出せる“可能性”として、延宝五年（1677）よりも少し前までというラインが考えられる

ことを山本氏は明らかにした。

第一章の第三は「文献学に基づく検討」として、『本佐録』本文の内容から、その成立時期に迫るものである。この検討には、山本氏自身が呈した先行研究となる『心学五倫書』をめぐる問題がポイントとなる。

『心学五倫書』は、慶安三年（1650）に版本として現れるが、その後、同書は『五倫書』、『仮名性理』、『ちよもと草』などのように度々形を変えて世に出ることになる。山本氏は、以前の研究（『心学五倫書』の基礎的研究』1985など）において、その変遷状況を明らかにしているが、特に『心学五倫書』を焼き直し、著者を藤原惺窩に仮託された『仮名性理』は、『心学五倫書』を熊沢蕃山の著作と見て批判する『滝川心学論』が世に出たことを契機とすると明らかにしている。そこで、『滝川心学論』は寛文七年（1667）に出されたことから、『仮名性理』の成立を寛文七年～九年（1667～1669）と論じている。こうした『心学五倫書』から『仮名性理』という成立事情を踏まえた上で、『本佐録』本文中で『心学五倫書』系統からの影響と見られる十三箇所について、それらが『仮名性理』の文章を元に行っていることを突き止めた。したがって、『本佐録』と名付けられて伝わるようになる書物の原形となったものは、『仮名性理』が成立する寛文七年以降でなければ成立し得ないことになる。

こうした検証の結果、世に『本佐録』として流布することになった書物の本来は、本多佐渡守正信が書いたものではなく、さらに時代が下って寛文七年（1667）以降、その写本が現れる延宝五年（1677）頃までに成立したものと、山本氏は考察した。

第二章では、『本佐録』の思想的特質をめぐって」と題し、『本佐録』の原形が寛文・延宝期に仕上がったものという前章の議論を踏まえ、同書の思想内容を時代背景と共に考察する。

まず、「文道」の重視」として、『本佐録』の統治理念が「文道」、すなわち文治を重視することを読み解く。特に『本佐録』全七条の内の第七条「異国と日本の事」では、中国古代や武家政権成立以前の日本を理想とし、学文・文教によって天下が治まることを示し、武勇との両道が説かれていることに注目し、寛文・延宝期の徳川幕府がとった「武断から文治へ」という流れに重なることを山本氏は述べる。さらに、『本佐録』第二条に「横目」（国目付）の重要性が説かれるような監察・巡見の強化も寛文・延宝期の風潮と指摘している。

つづいて、「百姓」への対応」では、『本佐録』への従来評価であった農民統制・搾取という政道論について、見直しを提示する。『本佐録』第六条「百姓仕置の事」にある「百姓は財の余らぬやうに不足なきやうに治むること道なり」という著名な文章の続きには、実は「百姓からの年貢の取りすぎや、不必要な労役が国を滅ぼすこと」が説かれており、この第二条は、むしろ「撫育」、すなわち農民をいつくしみ、大切にすることが国の基盤であると示されていると、山本氏は述べる。他の条に、「百姓は国の根本であり、困窮しないよう養うべき」などとあることも、山本氏の解釈と合致する。また、寛永期終盤の大飢饉では、厳しい収奪を行った地域からは農民が逃亡する事件も発生しており、これ以降は、幕府としても農民を撫育する政策が打ち出されている。こうした時代背景からも、農民の「撫育」が重要になっていると考察している。

第二章の第三として「侍」の使い方」では、『本佐録』において主君は侍を「情を以て仕（使）ふべし」というように、主従関係において情誼的結合を重視していることに注目する。この点

に、前の「文道重視」と「百姓撫育」が寛文・延宝期の動向や変遷に従ったものであるのに対し、個人的な情誼を重視するという従前の要素への『本佐録』作者の「こだわり」が見える。こうした『本佐録』の思想的内容の考察は、その原形が寛文七年（1667）から延宝五年（1677）頃までに成立したという前章の議論を固めていくとともに、その時代動向に従うだけではないという作者の「こだわり」を見出すことで、『本佐録』という〈偽書〉が流布していく意義や、原形を作成した作者像の推定へと繋がっていくことになる。

第三章、「偽書『本佐録』の成立とその意義をめぐって」の第一は、「成立過程について」と題され、やがて『本佐録』という名で流布することになる原書の成立事情に迫る。そのための手がかりとして、山本氏は寛文七年～九年（1667～1669）に作成された『仮名性理』に再び注目する。『本佐録』の文章が『仮名性理』のそれを元にしなければならないのは既に述べた通りであるが、そうであれば、『本佐録』の作者は『仮名性理』を入手可能な状況になければならない。藤原惺窩の名に仮託された偽書である『仮名性理』は、京都で作成され、水戸に流布している。そこで、山本氏は、『本佐録』原本の作成が、場所としては京都か水戸藩でなされ、藤原惺窩門下の「京学派」の者か、あるいはその中で水戸藩と関係する者という人物像を、あくまでも可能性としてではあるが、示唆するに至る。

つづく「社会的機能について」では、『本佐録』の受容層について、その思想内容からと写本の流布状況から、儒学に関心を持つ「領主層」という像が浮かび上がるとする。その上で、山本氏は、加賀金沢藩に着目する。中でも五代目藩主である前田綱紀（1643-1724）は、多くの書籍を蒐集したことで知られ、水戸との学術的接点もあった。また、当時加賀で行われていた農業政策や、『北条九代記』や『太平記』といった〈軍書〉を好む傾向も、『本佐録』の内容と合致すると指摘し、こうした諸点から、水戸、あるいは京都から『本佐録』の原本が加賀に伝わり得たことを推定する。

最後に、「偽書化について」として、『本佐録』の原本にあたる書が、本多佐渡守に仮託され、『本佐録』と名付けられていく過程を考察する。ここで再び登場するのが、室鳩巢に『本佐録』写本の鑑定を依頼した青地齊賢と礼幹の兄弟である。この兄弟は、藩士として前田家に仕えた傍ら、鳩巢の下で儒学を学び、しかも、父は加賀本多家から養子に入った人物であり、本多家の血縁でもあった。山本氏は、青地兄弟が鳩巢の鑑定を得ることが、「本多佐渡守正信作」という形で『本佐録』が流布していく契機となったと位置づける。

以上のように、山本氏は、諸種の写本の検討と、『心学五倫書』・『仮名性理』など先行するテキストとの本文比較を基礎としながら、『本佐録』として流布することになる原形が寛文七年（1667）から延宝五年（1677）頃に成立したことを明らかにした、そこからは推測を交えつつではあるが、京都ないしは水戸から加賀へと伝わり、「本多佐渡守正信による『本佐録』という〈偽書〉が生成されていく過程を述べる。同時に、これらの作業は、寛文・延宝期における政治や武家思想の動向を中心としなら、江戸期における思想史の展開を並行して述べるものともなっており、日本思想史研究に一石を投ずるに充分である。

また、山本氏がこれまでに積み重ねてきた著書・論文の一連における到達点としても、本論文の意義は大きい。従来の研究において、『本佐録』は「本多佐渡守の作とは考えられない」、「本来は作者不詳の書」などとされながらも、その内容解釈においては、実質、「本多佐渡守

と彼が関わった武断政治の時代」を基礎として読み継がれることが多かった。農民搾取説はその典型と言える。しかし、この読み方は、いわば、〈偽書〉であると知りながら、結局は〈偽書〉に示された方向性に乗った結果でもある。本論文を含め、山本氏の一連の研究が提示した『心学五倫書』→『仮名性理』→『本佐録』という〈偽書〉の連環は、『本佐録』を寛文・延宝期の思想所産として明確に位置づけるものであり、「〈偽書〉としての『本佐録』」というテキスト検討を徹底した結果でもある。これは、従来の『本佐録』に関する研究、ひいては江戸期の思想史に一つの軌跡を刻むものとなるはずである。

ただし、『本佐録』原本の著者特定、未調査の写本検討を含め、問題が尽くされたわけではない。『心学五倫書』や『仮名性理』の影響を受けた部分以外に、『本佐録』の思想的な立場を論じる余地も残されている。すでに大学の専任職を退いた身である山本氏に、今後の課題を呈するは甚だ僭越ではあるが、後進の手に委ねるのではなく、山本氏自身の手によって研究が進展することを期待したい。

以上に述べた理由によって、山本眞功氏が提出した学位申請論文について、試験担当者三名は、本論文が、博士（哲学）の学位にふさわしい業績であると、全員一致して判断した。

論文審査主査	松波 直弘	教授
	下川 潔	教授
	小澤 富夫	特別非常勤講師